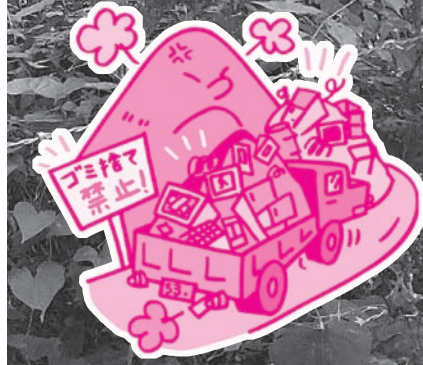
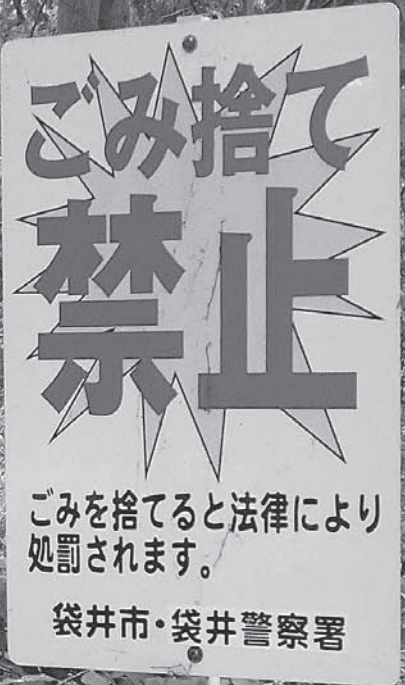


見かけたら、ご連絡ください！

# 野焼き・不法投棄は 法律で禁止されています！



## 野焼きはやめましょう！

家庭などから出たごみを野外で焼却処分する「野焼き」は、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

みなで快適な生活環境を保つため、野焼きはやめましょう。家庭ごみの処理は、市の行うごみの定期収集を利用するなど、適切な方法で行いましょう。

## ●どうして野焼きしてはいけないの？

野焼きは、煙や臭いで気分が悪くなったり、すぐに洗濯物が汚れたりするなど近所迷惑になるだけでなく、低温焼却により発生するダイオキシンなどの有害物質が人体に悪影響を及ぼす恐れがあるため、法律で禁止されています。

この法律に違反すると、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

## ●野焼きが例外的に認められる場合

- ①国や地方公共団体がその施設の管理などを行うために必要な廃棄物の焼却（河川管理のため伐採した草木の焼却など）
  - ②震災、風水害、火災、凍霜害そのほかの災害の予防や応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - ③風俗慣習上・宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
  - ④農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（稲わらの焼却など）
  - ⑤日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの（たき火やキャンプファイヤーなど）
- ※例外の場合でも、生活環境への配慮が必要です。周辺住民から苦情が発生した場合は、軽微な焼却とは認められませんので、ご注意ください。

## 不法投棄は「犯罪」です！

「不法投棄」は、決められた処理方法によらず廃棄物（ごみ）をみだりに捨てることをいいます。道路や山林、河川敷、空き地などに、家庭ごみや電化製品などの粗大ごみを捨てることはもちろん、自分の土地であっても環境に悪影響を及ぼす廃棄物を埋めることも不法投棄にあたります。

市内でも、山林や海岸などの人目に付きにくい所に捨てられた電化製品など、粗大ごみの不法投棄が多く見られます。

不法投棄は重大な犯罪で、法律により5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられることもあります。

## ●地域環境を汚染する危険性も！

不法投棄は景観を損なうだけでなく、ごみの種類によっては土壌や地下水を汚染する可能性もあり、撤去や回収には莫大な労力と費用が掛かります。（平成24年度に市が回収した不法投棄のうち、家電リサイクル料など処分費用が必要となるものは**284件**、処分に要した費用は**約64万円**）何より、汚された自然環境がもとの美しい姿を取り戻すためには、長い年月が必要となります。

## ●見かけたら通報を！

市では、職員や不法投棄監視パトロール隊などによる見回りを定期的に実施したり、自治会や近隣市・県・警察などの関係機関との連携を強化したりして防止対策を行っています。地域の皆さんの監視の目が不法投棄を防ぐ一番の力となります。

不法投棄の現場を見つけたら、捨てている人物の特徴や車の色・ナンバープレート、投棄場所、捨てたものなどを市環境政策課環境衛生係（☎44-3115）や袋井警察署（☎41-0110）へ連絡してください。連絡は、不法投棄された後でも構いません。

ただし、不法投棄を行っている人に注意をしたり、不審車両を追跡したりすることは、危険を伴う場合がありますのでおやめください。

## プラスチック製容器包装って どんなものなの？

「プラスチック製容器包装」とは、商品を入れてあるもの(容器)や包んでいるもの(包装)のことで、中身を取り出したり、使い切った後には不要となるプラスチック製品のことで、

「プラマーク」の表示が目印ですが、表示がなくても対象になるものもあります。プラスチック製容器包装の分別区分は、「容器包装リサイクル法」により決められ、全国統一の基準になっています。



### ●対象となるもの

▽生鮮食品などのトレイ、シャンプーや歯磨き粉などの容器、ペットボトルのふたやラベル、菓子類などの袋、商品を含んでいたプラスチック製のシートやフィルム、インスタント食品などの容器、家電製品の発泡スチロール製緩衝材 など

### ●分別を間違えやすいもの

次に挙げるものは、プラスチック製容器包装ではなく、「革製品・その他プラスチック・スポンジ等」に分別するものです。分別の際は、ご注意ください。

▽ポリバケツ、長靴、靴、プラスチック製ハンガー、CD・DVDなど、「容器や「包装」ではないプラスチック製品

## プラスチック製容器包装の 出し方

中身を使い切り、汚れや固形物は布や紙でふき取るか水で軽く洗ってから、資源ごみ・埋立ごみの収集日に出してください。

また、収集場所では、プラスチック製容器包装を持ち運ぶために詰めてきた小袋などから出して、「プラスチック製容器包装」回収用のかごに入れてください。

### 正しく分別すると、 何か良いことがあるの？

正しい分別を行うことで、効率的なリサイクルが可能となり、品質の良いリサイクル製品ができるだけでなく、資源の枯渇を防ぐことができます。



また、異物混入や汚れが少ない自治体には、プラスチック製容器包装のリサイクルを推進している(財)日本容器包装リサイクル協会から、抛入金(再商品合理化抛入金)が支払われます。

袋井市は、平成24年度に281万円の抛出金をいただきました。

### 何にリサイクルされるの？

リサイクルされたプラスチック製容器包装は、プラスチック製品の原料となって、プラスチック製のパレットや園芸用プランター、ポリ袋などの日用品や土木建築用資材に生まれ変わります。

## みんなで守ろう！ごみ出しのルール

- ◇家庭から出るごみのうち、燃やせるごみは週2回、資源ごみ・埋立ごみは月2回、自治会ごとに設置された集積所で回収しています。しかし、収集できないものが出されている、分別されていないなど、自治会では対応に苦慮しています。
- ◇市では、ごみの出し方についてまとめた「袋井市ごみの出し方ガイド」を各家庭に配布しています。1人ひとりがルールを守り、気持ち良い生活が送れる環境を作っていきましょう。(「袋井市ごみの出し方ガイド」は、市ホームページでもご覧いただけます。)
- ◇分別や処理方法などが分からない場合は、環境政策課環境衛生係(☎44-3115)までお問い合わせください。

## 分別ルール、守れていますか？

# プラスチック製容器包装の 分別にご協力ください！